

高松市監査委員告示第 18 号

法定外公共物占用等許可処分の取消しに関する住民監査請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により、次のとおり公表します。

令和 7 年 4 月 30 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西	均	
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

住民監査請求の監査結果について

第 1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求の受付

本件請求は、令和 7 年 3 月 10 日に受け付けた。

3 請求の要旨（原文）

高松市長は令和 6 年 9 月 2 日付け高土第 359 号にて、A（以下「占有者」という。）に対し、高松市法定外公共物占用等許可処分（以下「本件処分」という。）を行った。

本件処分については、下記（1）のとおり高松市法定外公共物管理条例（以下「条例」という。）、条例に基づき規定された高松市法定外公共物管理条例施行規則（以下「規則」という。）及び高松市法定外公共物の占

用等の許可等事務取扱要領（以下「要領」という。）に違反して許可されたものであること、下記（２）のとおり許可を受けた行為をしている間に必要な表示及び許可に係る工事に着手するときに必要な市長への届けがされていないことに対し、市としての適切な措置を講じていないことから、地方自治法第２４２条第１項に規定する財産の管理及び公金の賦課を怠る事実があり、下記（３）のとおり市に損害が生じているので、本件処分を取り消し、現在工事が進行している農道部分を原状に回復させ、占用者に対し許可したＶＳ側溝設置、コンクリート舗装及び階段工を実施しないよう求めるものである。

（１） 条例、規則及び要領に違反して許可されたものであること。

① 隣接土地所有者の同意がないこと。

条例第４条においては、占用等をしようとする者は規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならないと規定されており、規則第２条第１項で高松市法定公共物占用等許可申請書（以下「申請書」という。）の様式が定められ、同条同項第３号では申請にあたっては、利害関係人の同意書を添付するよう求めている。この利害関係人の同意書に関しては、要領第２条第３項第８号の（ア）にて、原則として占用等のすべての場合に隣接土地所有者の同意書を添付することとされている。しかしながら、行政文書公開請求で取得した書類のうち、申請書添付の同意書と考えられる「公共施設管理者同意申請書」には、Ｂ土地改良区とＣ水利組合の２者のみが記載されているのみであり、「誓約書」にも利害関係者としてＢ土地改良区及びＣ水利組合が記載されているのみであり、許可の対象となっている法定外公共物に隣接する宅地、雑種地、畑及び山林の所有者の同意書は見当たらないことから、その同意が得られていない状況である。本案件については、当該隣接土地所有者の同意を求めなくとも構わない例外として扱う理由は存在しないと考えられることから、占用等許可申請は許可の要件を欠くものであり、また同意を得られていないことについては、許可申請時に市において容易に

確認できるものであることから、占用者の申請は、本来、許可されるべきものではないと認められる。

② V S 側溝設置を許可していること。

公共物占用等許可申請の目的の一つは、V S 側溝（ $L = 10.00$ m、 $A = 10.28 \text{ m}^2$ ）設置とされている。

要領第4条第1項では、「法定外公共物の占用等は、一定の行政目的を有している公有財産について地方自治法第238条の4の規定により、その用途を妨げない限度において許可するものとし、地方自治法施行令第169条第1項及び第2項の規定に基づき、占用等の許可に際しては、占用等の目的がこれらの規定に該当するか否かを確認し、更に、当該占用又は収益が行政財産の本来の用途に支障とならないかどうかを総合的に検討を加えること。」と規定し、同条第2項では、「前項の規定にかかわらず公衆の利便に供する必要があり、又は特にやむを得ないと認められるときは、次の基準により処理するものとする。」と規定し、同条同項第1号では、「占用等の目的又は態様が当該法定外公共物の目的及び用途を阻害するものでないこと。」、同条同項第2号で「占用等をするために設置される施設の構造物は、当該法定外公共物の目的及び用途を阻害するものでなく、かつ、容易に原状回復することができるものであること。」、同条同項第3号で「占用等を設置するため設置された施設は、その性質上、占用等が長期にわたることが予想されるものでないこと。」、同条同項第4号で「占用等をさせる部分の数量は、その目的から考慮して最小限のものであること。」と定めている。

また、要領第4条第4項では、「水路又は普通河川等の法定外公共物を床版蓋かけし、又は暗渠として上部を占用させることは治水上、機能保全上又は財産管理上支障となる場合が多いので、次に掲げる場合を除き、許可しないこと。」と規定し、同条同項第1号で「地方公共団体が行う場合」、同条同項第2号で「宅地等への侵入のため最小限度のものである場合」、同条同項第3号で「その他やむを得ないと認められる場合」と定めている。

このV S側溝設置は、10メートルにも及ぶものであることから水路の治水上、機能保全上又は財産管理上多大な支障を及ぼすものと考えられるが、占用者の所有する土地を有効に長期間利用する目的のみに占用の許可申請がなされたものである。占用者が自ら所有する土地は市道D線に接しており、水路にV S側溝を設置しなくとも容易に自ら所有する土地に出入りができることから、本来、占用者においては自ら所有する土地の範囲内で利用計画を定めれば、自らの車両の出入り及び占用者が所有する土地の東西への通行等に支障は生じないはずであり、本来その機能に何ら支障が生じていない法定外公共物にV S側溝を設置し占用する理由はまったく存在しないものである。それにもかかわらず、10mにも及ぶV S側溝の水路への占用を占用者の利便性を図るためだけに許可することは、上記の要領第4条第1項、同条第2項及び同条第4項のいずれの許可の要件にも反し、地方自治法第238条の4の規定に違反するものである。よって、占用等許可申請は許可の要件を欠くものであり、許可されるべきものではないと認められる。

なお、占用の許可申請については、公共施設管理者であるB土地改良区及びC水利組合の同意が示されているものの、隣接地上の住居に居住し当該法定外公共物を利用している本件請求者においては、占用等許可申請に係る水路の井出ざらい（清掃）を居住地に接する部分（V S側溝設置部分を含む。）について行っており、10mにも及ぶV S側溝を設置されると水路に堆積した土砂の除去は困難を極めるととともに、居住地のコンクリート擁壁にあけた敷地の水抜き穴を塞ぐこととなり、居住地に山から流れてくる地下水の排水悪化にも繋がるものである。

③ 許可期間を付さず、占用料が無料であること。

V S側溝の設置については、上記に記載のとおり到底認められるものではないと考えられるが、占用者に交付された高松市法定外公共物占用等許可書においては、期間の欄の記載がなく（工事期間の欄の記載はある。）、また、備考欄には「占用料は無料」と記載され

ている。V S 側溝については、既に述べたとおり、占有者が自らの敷地を有効に利用するためのみに設置され、占有者のみがその利益を受けるものである。本来その機能に何ら支障が生じていない法定外公共物にV S 側溝を設置し占有する特別の理由があるとは認められないが、仮に許可するとしても条例第 6 条に規定する期間を付して許可すべきであるとともに、V S 側溝の設置に伴う占用料を徴収すべきであり、当該期間を定めず、占用料を免除することは条例第 6 条及び第 7 条に違反していると認められる。

- ④ 占有等許可申請に係る目的の記載が不十分であり、許可も漫然と行われていること。

占有者が提出した申請書の目的欄には、「V S 側溝設置、コンクリート舗装、階段工」と記載されているのみであり、占有者に交付された高松市法定外公共物占有等許可書の目的欄にも同様の内容が記載されているのみである。

要領第 2 条第 3 項第 9 号の（ア）では、規則第 2 条に規定する許可の申請等に必要な添付書類として、計画説明書を掲げ、当該計画説明書には法定外公共物を占有等しなければならない理由、工事の方法及び利用計画等を記載することと定めているが、占有者から提出された申請書にはいずれも明確な記載がされていない。

現在進行している E が施工する工事では、占有に係る農道部分を切土し、結構な高さを掘り下げ、農道部分がほとんどなくなった状態としたため、農道部分が崩落し、隣接する水路に亀裂を生じさせるとともに、隣接地の建築ブロックに被害を及ぼすような状況となっている（別紙の 5 の占有等許可対象地の写真（1）及び（2）参照）が、そのような工事を行うこと（農道のどの部分をどの程度の幅でどの程度まで切り下げるか等）は申請書からは読み取れない状態であり、申請書の記載は不十分と言わざるを得ず、占有許可において適正な判断を行うことができる記載が申請書にはされていないにもかかわらず、漫然と許可したと認められる。

(2) 許可の表示がされていないこと及び高松市法定外公共物工事着手届が提出されていないこと。

① 許可の表示がされていないこと。

条例第13条では占用者に条例第4条第1項の許可を受けた行為をしている間、規則で定める様式により、当該許可を受けた旨を表示しなければならないと定めている。しかしながら、占用者は既に当該行為を行っているものの、当該様式による表示を行わず、通行止めと表示された看板に施工業者名及び通行止め期間として許可を受けた工事期間を1か月も超過する令和7年6月末日までとの記載を行ったのみで工事を進めている。（別紙の5の占用等許可対象地の写真（3）参照）

このことは、許可の取消し要件を定めた条例第17条第1項第1号の規定に該当すると認められる。

② 法定外公共物工事着手届が提出されていないこと

規則第5条では、条例第4条第1項の許可に係る工事に着手するとき又は当該工事が完了したときは、高松市法定外公共物工事着手・完了届を提出しなければならないとされている。当該許可に係る工事については、遅くとも令和7年2月11日には着手されていると考えられる（別紙の5の占用等許可対象地の写真（4）参照）が、行政文書公開請求に係る令和7年2月28日付け高土第834号行政文書公開・非公開決定通知書の別紙の2該当する行政文書の（3）公開しないものの項目において、情報公開請求した②の文書（法定外公共物工事着手届（添付書類含む一切））については、「作成又は取得しておらず、行政文書不存在のため。」と記載されている。このことは、占用者から工事に着手するときに提出しなければならないとされている法定外公共物工事着手届が提出されていないことを証明している。

占用者に交付された高松市法定外公共物占用等許可書添付の様式第5号には、1許可の条件の（3）において、許可に係る工事に着手しようとするときは市長に届け出なければならないとされているが、

当該届けがされていないことから、許可の取消し要件を定めた条例第17条第1項第1号の規定に該当すると認められる。

(3) 市に生じている損害

- ① 本件処分は、本来的には許可できない申請に許可を与え、市が所有する農道・水路・公衆用道路の原状を変更させ、その回復が容易でない状態にさせている。

また、容易に原状回復できないV S側溝について、占用許可期間を付さず、市が自ら定めた許可の要件に反し10メートルもの設置を認め、暗渠として上部を占用させることは、水路の治水上、機能保全上及び財産管理上支障となる状態を長期間招き、市の財産に損害を与えることは明白である。

- ② 農道部分に関する掘削、切土その他の土地の形状を変更する行為については、占用者が提出した申請書及び占用者に交付された高松市法定外公共物占用等許可書のどちらにも記載がされていないにもかかわらず、工事により農道部分を水路近くまで切土し深く掘削した結果、かろうじて残っていた農道部分が崩落し、その影響により水路には請求人が居住する土地の建築ブロック擁壁との間に亀裂が生じ（当該建築ブロック擁壁についても影響が生じている。）るなど、市の財産に回復しがたい損害が発生している。

- ③ 本件処分は、既に述べたとおり本来的には許可できない案件であるが、許可の期間を設けず、占用料は無料としており、市の財務行政の適正な運営を阻害していることは明白である。

- ④ 占用者は、許可申請の対象地である農道・水路に隣接する土地で本件処分とは別個の開発許可を受け倉庫を建設するために工事を行っているが、当該倉庫を工事完了後は、許可申請の対象地である公衆用道路の西側に隣接するFと一体的に利用をするようになることから、現在は利用できない市道D線を利用した大型車両を含む商用目的の車両や従業員の車両の出入りが東西間で行われることが見込まれる。工事により占用者が占用するために設置されたV S側溝及び農道部分が占用者の敷地通路と一体化して占用者の通行部分となることについては、

新しく設置された市道部分と誤認させるおそがあること、当該市道は近隣にはG学校の生徒が利用するグラウンド等も存在すること、現在の通行量も比較的多いことなどから、農道利用者を含む市民等の交通安全の確保に多大な支障を生じさせるとともに、車両のさらなる通行量増に伴い市道の損傷を招くなど市に損害を与えることとなることは明白である。

事実証明書

- 1 高松市法定外公共物占用等許可書（写）
- 2 高松市法定外公共物占用等許可申請書（写）
- 3 高松市法定外公共物の占用等の許可等事務取扱要領（写）
- 4 行政文書公開・非公開決定通知書（写）
- 5 占用許可対象地の写真
 - （１） 農道部分の崩落状況
 - （２） 水路部分の亀裂発生状況
 - （３） 法定外公共物の通行止めの状況
 - （４） 農道部分の工事着手後の状況
 - （５） 井出ざらいの状況

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、受理し、以下のとおり、監査を実施した。

第2 個別外部監査契約に基づく監査請求とこれに対する措置

- 1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

法定外公共物については多数存在し、当該公共物に関する占用等許可処分も多数行われていると見込まれることから、申請人におけるこの案件だけではなく、高松市における法定外公共物占用等許可が占用料の徴収も含め適正に行われているかどうかを広く監査いただきたいため

2 高松市長（以下「市長」という。）に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、個別外部監査契約に基づく監査を行う特段の事情があるとは認められず、監査委員による監査が適当であると判断したことによるものである。

第3 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、市長が、令和6年9月2日付け高土第359号で行った高松市法定外公共物占用等許可処分（以下「本件処分」という。）が、高松市法定外公共物管理条例（以下「条例」という。）、高松市法定外公共物管理条例施行規則（以下「規則」という。）及び高松市法定外公共物の占用等の許可等事務取扱要領（以下「要領」という。）に違反したか否かである。

そして、その措置請求の内容は、本件処分を取り消し、現在工事が進行している農道部分を原状に回復させ、占用者（以下「申請者」という。）に対し許可したV S側溝設置、コンクリート舗装及び階段工を実施しないよう求めるものである。

なお、監査委員は、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和7年3月14日に、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、同月20日付けで陳述を記述した書面が提出されたが、口頭による陳述はなされなかった。

2 監査対象局

本件監査対象局は、創造都市推進局（産業経済部土地改良課）である。

第4 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求を棄却する。

以下、理由を述べる。

1 監査により認められた事実

本件監査は、監査対象局に事実照会等を行うとともに、関係証拠書類の提出を受けて精査する方法により実施した結果、次の各事実を認定した。

(1) 本件処分の概要

本件処分については、条例第4条第1項前段の規定による法定外公共物の占用等をしようとするため、規則第2条の規定に基づき、令和6年8月26日付けで、A（以下「申請者」という。）から市長に対し、高松市法定外公共物占用等許可申請書（以下「許可申請書」という。）が提出されたことから、市長は、その内容を審査し、条例第4条第1項の規定に基づき許可することを決定し、規則第2条第2項の規定に基づき、申請者に対し、令和6年9月2日付け高土第359号により、高松市法定外公共物占用等許可書（以下「許可書」という。）を交付した。

本件許可申請に係る行為、すなわち、法定外公共物の占用等については、条例第4条第1項各号のうち、第2号「法定外公共物において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。」及び第3号「法定外公共物において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採をすること。」を目的とした工事に該当するものであり、本件許可申請については、要領第2条第5項に規定する工事許可の申請に該当するものである。

(2) 本件処分に係る工事の概要等

ア 本件工事の概要

本件許可申請については、申請者が所有する土地に倉庫等を建築すること（以下「開発行為」という。）に伴い、隣接する法定外公共物である農道、水路及び公衆用道路（以下「本件農道等」という。）を管理するB土地改良区及びC水利組合から、当該開発行為に係る同意の条件として付された工事に係るものであり、許可申請書の目的欄に記載されているとおり、V S側溝の設置、コンクリート舗装及び階段の設置を行うものである。

イ 本件工事の対象となる本件農道等の管理主体等

法定外公共物の定義については、条例第２条に規定しているとおり、高松市（以下「市」という。）所有の財産のうち、公共の用に供され、公物管理法（道路法、河川法、下水道法等）が適用又は準用されない財産であり、実質的な現場管理（農道・水路施設の維持管理等）は、当該法定外公共物を現に利用している土地改良区又は水利組合が行っており、本件工事の対象となる法定外公共物である本件農道等は、Ｂ土地改良区及びＣ水利組合が管理を行っている。

ウ 本件工事の目的

水路へのＶＳ側溝の設置目的は、水路への転落防止や草木繁茂の抑制であり、農道のコンクリート舗装及び公衆用道路への階段の設置目的は、管理機能の向上や勾配を緩やかにすることによる通行上の安全対策であり、階段の設置については、公衆用道路を挟む東西の土地の利便性・安全性の確保を目的とする工事である。

エ 本件工事の公共性・必要性

本件工事については、前述のとおり、本件農道等を管理しているＢ土地改良区及びＣ水利組合から、申請者が行う開発行為に係る同意の条件として付されたものであり、本件農道等の管理機能や利便性を向上させ、安全性が確保されることにより、法定外公共物の本来機能を高めるとともに、法定外公共物本体の長寿命化にも資するものであることから、市長は、公共性・必要性が高く、工事を実施する必要性も認められるものと判断して、本件処分を行ったものである。

オ 本件工事の妥当性等

水路へのＶＳ側溝の設置については、水路下流側への流下を阻害せず、隣接地への影響もない構造により行うものであり、清掃用のグレーチングを設置することにより、設置後の維持管理にも配慮した計画である。

また、農道のコンクリート舗装については、草木繁茂の抑制や通行上の利便性や安全確保のため、一般的に実施されている工法であり、公衆用道路への階段の設置については、勾配を緩やかにすることにより通行上の安全対策を図るための工法である。

以上の工事内容を検討した結果、市長は、これらの法定外公共物に係る本件工事には、妥当性・合理性・相当性が認められるものと判断し、本件処分を行ったものである。

2 監査委員の判断

請求人は、本件請求において、市長が行った本件処分については、条例、規則及び要領に違反して許可されたものであること、許可を受けた行為をしている間に必要な表示及び許可に係る工事に着手するときに必要な市長への届けがされていないことに対し、市としての適切な措置を講じていないことから、法第242条第1項に規定する財産の管理及び公金の賦課を怠る事実があり、市に損害が生じていると主張し、本件処分を取り消すとともに、現在工事が進行している農道部分を原状に回復させ、申請者に対しては、許可したV S側溝設置、コンクリート舗装及び階段工を実施しないよう求めているので、その当否について検討する。

- (1) 要領第2条第3項第8号（ア）においては、原則として占用等のすべての場合に隣接土地所有者の同意書を添付することとされているが、行政文書公開請求で取得した書類においては、許可の対象となっている法定外公共物に隣接する宅地、雑種地、畑及び山林の所有者の同意書は見当たらないことから、その同意が得られていない状況であり、当該隣接土地所有者の同意を求めなくとも構わない例外として扱う理由は存在しないと考えられることから、占用等許可申請は許可の要件を欠くものであり、また、同意を得られていないことについては、許可申請時に市において容易に確認できるものであることから、申請者の申請は、本来、許可されるべきものではないと認められるとする請求人の主張について

規則第2条第1項第3号に規定する利害関係人の同意書に関しては、要領第2条第3項第8号（ア）において、原則として占用等のすべての場合は隣接土地所有者の同意書を、また、同号（イ）において、農道、水路、ため池等の法定外公共物を占用等の場合は、関係土地改良区、水利組合又はその他水利権者の同意書を、それぞれ許可申請書に添付するよう規定しているが、要領第2条第3項においては、「軽微な占用等の

申請の場合には、適宜省略することができる」と規定している。

市長は、本件処分に当たり、許可申請書の添付書類として提出された計画平面図、断面図、縦断図などのほか、公共施設管理者同意書や誓約書を確認し、関係者からの聞き取りや現地調査などを行った結果、当該許可申請については、隣接する土地に影響を与えず実施する計画であり、前記の「軽微な占用等」に該当するものであると判断して、本件処分を行ったものであり、隣接土地所有者の同意を得ずに、本件処分を行ったことは、不当とまでは言えない。

よって、当該許可申請は許可の要件を欠き、許可されるべきものではないとする請求人の主張は失当であると判断する。

- (2) V S 側溝の設置については、10メートルにも及ぶものであることから、水路の治水上、機能保全上又は財産管理上多大な支障を及ぼすものと考えられ、申請者の所有する土地を有効に長期間利用する目的のみに占用の許可申請がなされたものであり、申請者の利便性を図るためだけに許可することは、要領第4条第1項、第2項及び第4項のいずれの許可の要件にも反し、法第238条の4の規定に違反するものであることから、占用等許可申請は許可の要件を欠くものであり、許可されるべきものではないと認められるとする請求人の主張について

V S 側溝の設置については、申請者が開発行為を行うに当たり、隣接する本件農道等を管理するB土地改良区及びC水利組合との協議により、当該開発行為に係る同意の条件として付されたことから、申請者において行うこととなった工事である。

V S 側溝の設置の目的については、「監査により認められた事実」(2)ウのとおり、水路への転落防止や草木繁茂の抑制であり、また、「監査により認められた事実」(2)オのとおり、水路下流域への流下を阻害せず、隣接地への影響もない構造により行う工事であるほか、堆積した土砂の除去等のため、清掃用のグレーチングを設置することにより、設置後の維持管理にも配慮した計画が提示されていること、さらに、「監査により認められた事実」(2)エのとおり、公共性及び必要性が高いと認められることから、請求人が主張する申請者の利便性を図るた

めだけに許可するものではなく、要領第4条第1項、第2項及び第4項に規定する許可の基準に反しておらず、法第238条の4の規定に違反するものとも言えず、本件許可申請は許可の要件を満たしていると判断する。

- (3) V S 側溝については、申請者が自らの敷地を有効に利用するためだけに設置され、申請者のみがその利益を受けるものであるにもかかわらず、許可書においては、条例第6条に規定する許可の期間を定めず、また、V S 側溝の設置に伴う占用料を免除することは、条例第6条及び第7条の規定に違反していると認められるとする請求人の主張について

本件処分については、「監査により認められた事実」(1)及び「監査により認められた事実」(2)アのとおり、水路へのV S 側溝の設置、農道のコンクリート舗装及び公衆用道路への階段の設置を行うための工事許可に該当するものであり、法定外公共物の占用行為には該当しないため、占用料が発生するものではなく、また、許可の期間を定める必要がないことから、条例第6条及び第7条に違反しているとは言えないものと判断する。

- (4) 申請者から提出された許可申請書においては、要領第2条第3項第9号(ア)に規定する計画説明書に記載することとしている法定外公共物を占用等しなければならない理由や工事の方法、利用計画等が明確に記載されておらず、また、現在進行しているEが施工する工事において、占用に係る農道部分を切土し、結構な高さを掘り下げ、農道部分がほとんどなくなった状態とすることについては、許可申請書からは読み取れないことから、許可申請書の記載は不十分と言わざるを得ず、占用許可において適正な判断を行うことができる記載がなされていないにもかかわらず、漫然と許可したと認められるとする請求人の主張について

本件許可申請においては、計画平面図、断面図、縦断図などのほか、本件許可申請の目的であり、B土地改良区及びC水利組合が開発行為に係る同意の条件としてV S 側溝の設置等を付していることが分かる公共施設管理者同意書等が添付書類として提出されており、これらの書類により、要領第2条第3項第9号(ア)に規定する計画説明書に記載する

こととしている項目や内容が容易に確認できるところである。

また、市長は、本件処分に当たり、B土地改良区やC水利組合などの関係者からの聞き取りや現地調査などを行った上で、申請内容等を審査している。

さらに、農道部分に関する掘削、切土その他土地の形状を変更する行為等については、前述のとおり、本件処分後において、申請者が行う開発行為に係る工事に起因して、農道部分の軟弱な土砂が崩落し、農道部分に影響が及んだ結果発生したものであり、許可申請時には容易に予測されない状況であったことから、当該許可申請書には記載されていないものであることを確認したところである。

よって、請求人が主張する、許可申請書の記載が不十分であり、許可が漫然と行われているとは言えないものと判断する。

- (5) 申請者は、条例第4条第1項の許可に係る工事を行っているものの、規則で定める様式により、当該許可を受けた旨の表示を行わず、「通行止」と表示された看板に、施工業者名と、許可を受けた工事期間を1か月も超過する令和7年6月末日までを通行止め期間とする表示を行ったのみで工事を進めており、このことは、許可の取消要件を定めた条例第17条第1項第1号の規定に該当すると認められるとする請求人の主張について

市は、請求人が令和7年2月14日付けで行った本件処分に係る行政文書公開請求により、申請者が許可を受けた工事に着手したことを覚知したことから、申請者に状況を確認後、条例第13条に規定する許可を受けた旨の表示を指示した結果、同年3月17日に当該許可の表示を行っていることを確認している。

許可の取消判断に当たっては、形式的事由のみから判断するものではなく、違反行為の様態や違反行為による影響、申請者の是正可能性等の諸事情を考慮して総合的に判断されるものであり、本件において、市は、申請者が工事に着手した事実を覚知した後、申請者に対し、速やかに許可を受けた旨を表示するよう指示しており、申請者が許可の表示を行った事情からは、許可の取消要件に該当するとまでは言えないことから、

当該許可の表示を行っていなかった期間があることをもって、条例第 17 条第 1 項第 1 号に規定する違反した者に該当するとは言えないものと判断する。

- (6) 申請者は、遅くとも令和 7 年 2 月 11 日には、条例第 4 条第 1 項の許可に係る工事に着手されていると考えられるが、行政文書公開・非公開決定通知書において、情報公開請求した高松市法定外公共物工事着手届（以下「着手届」という。）については、「作成又は取得しておらず、行政文書不存在のため。」と記載されており、このことは、申請者からは着手届が提出されていないことを証明しており、許可の取消要件を定めた条例第 17 条第 1 項第 1 号の規定に該当すると認められるとする請求人の主張について

市は、請求人が令和 7 年 2 月 14 日付けで行った本件処分に係る行政文書公開請求により、申請者が許可を受けた工事に着手したことを覚知したことから、申請者に状況を確認後、規則第 5 条に規定する着手届の提出を指示した結果、同月 25 日付けで着手届が提出されている。

前述のとおり、許可の取消判断に当たっては、形式的事由のみから判断するものではなく、違反行為の様態や違反行為による影響、申請者の是正可能性等の諸事情を考慮して総合的に判断されるものであり、本件において、市は、申請者が工事に着手した事実を覚知した後、申請者に対し、速やかに着手届を提出するよう指示しており、申請者が着手届の提出を行った事情からは、許可の取消要件に該当するとまでは言えないことから、当該着手届が提出されていなかったことをもって、条例第 17 条第 1 項第 1 号に規定する違反した者に該当するとは言えないものと判断する。

- (7) 本件処分については、本来的には許可できない申請に許可を与え、市が所有する本件農道等の原状を変更させ、その回復が容易でない状態にさせている。

また、容易に原状回復できない V S 側溝について、占用許可期間を付さず、市が自ら定めた許可の要件に反し 10 メートルもの設置を認め、暗渠として上部を占用させることは、水路の治水上、機能保全上及び財

産管理上支障となる状態を長期間招き、市の財産に損害を与えることは明白であるとする請求人の主張について

本件処分に係る本件農道等の原状が変更となっていることについては、前述のとおり、申請者が行う開発行為に係る工事を実施する過程で、一時的に生じたものであり、開発行為に係る工事を確実に履行するとともに、許可申請書の添付書類として提出された計画断面図に記載された擁壁工事等を履行することにより、工事完成時には機能回復が予測されるものである。

また、V S 側溝の設置については、「監査により認められた事実」

(2) オのとおり、水路下流側への流下を阻害せず、隣接地への影響もない構造により行うものであり、清掃用のグレーチングを設置することにより、設置後の維持管理にも配慮した計画が提示されていることから、水路の治水上、機能保全上及び財産管理上支障となる状態は発生せず、市の財産に損害を与えることは明白であるとは言えないため、請求人の主張は、是認することができないと判断する。

(8) 農道部分に関する掘削、切土その他の土地の形状を変更する行為については、申請者が提出した許可申請書及び申請者に交付された許可書のどちらにも記載がされていないにもかかわらず、工事により農道部分を水路近くまで切土し深く掘削した結果、かろうじて残っていた農道部分が崩落し、その影響により、水路には請求人が居住する土地の建築ブロック擁壁との間に亀裂が生じるなど、市の財産に回復しがたい損害が発生しているとする請求人の主張について

農道部分に関する掘削、切土その他土地の形状を変更する行為及び隣接する水路に亀裂が生じたことについては、前述のとおり、本件処分後において、申請者が行う開発行為に係る工事に起因して、農道部分の軟弱な土砂が崩落し、農道部分に影響が及んだ結果発生したものであることから、市は、申請者に対し、許可を受けた事項を変更するため、条例第4条第1項の規定に基づく変更許可に係る申請を行うよう指示するとともに、農道部分への影響が拡大しないよう、現地において適切な対応を指示した結果、申請者はセメント改良やシート設置などを履行した事

実を確認している。

また、農道部分については、前述のとおり、申請者が、許可申請書の添付書類として提出した計画断面図において記載されている擁壁工事等を履行することにより、機能回復が予測されるものであることから、市の財産に回復しがたい損害が発生しているとは言えないものと判断する。

(9) 申請者が占用するために設置されたV S側溝及び農道部分が、申請者の敷地通路と一体化して申請者の通行部分となることについては、新しく設置された市道部分と誤認させるおそれがあり、また、当該市道は、現在も通行量が比較的多いことなどから、農道利用者を含む市民等の交通安全の確保に多大な支障を生じさせるとともに、大型車両を含む商用目的の車両や従業員の車両の出入りが見込まれ、車両の更なる通行量の増加に伴い市道の損傷を招くなど、市に損害を与えることとなることは明白であるとする請求人の主張について

市長は、申請者が行う開発行為に関係がある公共施設である本件農道等の財産管理者として、都市計画法第32条に規定する同意を行うに当たり、同意の条件として、「私有地と法定外公共物の境界を明示すること」を付しており、許可申請書の添付書類として提出されたV S側溝標準断面図においては、V S側溝及び農道部分が申請者の敷地通路と一体化することのないよう、境界コンクリートを設置し、境界を明示していることから、新設の市道と誤認させるおそれは少ないものであり、このことにより、市民等の交通安全の確保に多大な支障を生じさせる事実は想定できず、車両の通行量の更なる増加により市道の損傷を招くとも言い難い。

よって、請求人の主張は、失当であると判断する。

以上検討のとおり、請求人の主張は、いずれも是認し難く、失当であると言わざるを得ない。

よって、本件措置請求を棄却する。